

令和6年度第2回デイサービスセンターしいの木運営推進会議議事録（要旨）

1 開催日時 令和7年3月24日（月）午後3時00分から午後3時30分まで

2 開催場所 豊山町総合福祉センターしいの木 2階 ボランティアルーム

3 出席者

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 利用者の家族代表 | 小川 勇 様 |
| | 太田 郁子 様 |
| 民生委員協議会副会長 | 山本佐知子 様 |
| 豊山町の代表（役場保険課長） | 山下 美幸 様 |
| 同上（包括支援センター） | 波多野雄哉 様 |
| | |
| (2) 事務局長 | 鈴木 雅之 |
| 管理者 | 田上 美佐 |
| 主任チーフ兼生活相談員 | 寺村 照子 |
| 看護師 | 岩田 泰子 |

4 議題

報告事項

- (1) 令和6年度活動状況報告について
- (2) 行事報告
- (3) 研修報告
- (4) 令和7年度行事及び研修計画（案）について
- (5) 身体拘束、虐待について

5 資料

令和6年度第2回デイサービスセンターしいの木運営推進会議次第

資料1 令和6年度デイサービスセンターしいの木活動状況報告書

- ① 構成員
- ② 利用者状況報告（令和7年3月1日現在）
- ③ 職員配置（令和7年3月1日現在）

資料2—1、2—2 行事報告

- | | |
|------|-------------------------|
| ✓資料3 | 研修実施表 |
| ✓資料4 | 令和7年度行事及びレクリエーション計画書（案） |
| ✓資料5 | 令和7年度スタッフ会議、研修計画書（案） |
| ✓資料6 | 虐待、身体拘束について |

6 事務局長あいさつ（鈴木）

平素は、デイサービス事業及び社会福祉協議会にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、デイサービス運営会議にご参加いただき、ありがとうございます。

第1回目の運営推進会議でもお話しさせていただきましたが、この運営推進会議については、デイサービスしいの木が、事業所の運営にあたり、地域住民や行政と連携や協力を行うことにより、より良いサービス提供をすることを目的としております。

そのため、この会議の構成員については、自治会長や民生委員など地域の代表者、利用者のご家族の代表者、町職員をお願いしております。

私共が経営しておりますデイサービスは、地域の高齢者の皆様にとって、笑顔あふれる活気のある場所となるよう、職員一同、日々努力しているところです。

そのため、この運営会議では、皆様の意見を参考に、より安全で快適なサービス、質の高いサービスを提供してまいりたいと考えております。

本日は、忌憚のないご意見をいただき、デイサービスのさらなる発展に繋がりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

7 議事

【事務局】次第にそって、資料に基づき説明。その後、質疑応答。

【質問事項】

- ◆ 曜日別利用者数の定員 18 名ということで、17 名、18 名というのは現状いっぱいということでしょうか。週何回ぐらい利用されていますか。
⇒ 3 月 1 日の時点では少し空きがありましたが、今は毎日 18 名でいっぱいになっています。利用回数に関しては、毎日利用、週 3 回利用、週 1 回利用と介護度や生活状況によって違います。
- ◆ バイオリンや吹き矢は今後どうなりますか。
⇒ バイオリンも吹き矢も指導にきてくださっていた方が高齢で、体調を崩されて来られなくなりました。吹き矢に関しては職員の中に経験者がいるので再開する予定です。
- ◆ 6 年度の行事及びレクリエーション計画が秋祭りになっていて、7 年度の行事及びレクリエーション計画案が夏祭りになっているのはどうしてですか。
⇒ 本来は毎年夏祭りとして計画しています。利用人数や状況により 6 年度は夏祭りとして行えなかったのが秋祭りとして行いました。行事においては、認知機能の低下により、季節がわからなくなったりする事が出てくるので、季節感を感じてもらうためにもできるだけ季節に応じた行事を行うようにしています。
- ◆ 前回、会議の時間を検討して欲しいという要望を出しましたが、同じこの時間になった理由を教えてください。
⇒ お仕事をされている中、出にくい時間帯にもかかわらず出席していただき、ありがとうございます。皆様の都合がそれぞれある中で、日程調節を行いながら進めてはいるのですが、皆さんの都合のいい時間を合わせることが困難な状態です。利用者様の家族様は夜出るのが困難ということも含め、今まで通り、この時間にさせていただきます。。どうしても都合のつかないときは、代理人を立ててもらってもいいですし、後日、資料を持って説明させていただきますので、無理のないように参加してください。
- ◆ 今、諏訪自治の代表として参加していますが、諏訪以外の地区ではだめですか。
⇒ しいの木所在地が諏訪ということもあり、まずは同じ地区の方に現状を知っていただきたいということで、構成員に諏訪の自治会長さんをお願いしています。今後はもう少し幅広く知ってもらいたいこともあり、構成員メンバーを考えていきたいと思っています。
- ◆ 行事及びレクリエーション計画案の資料の行事のところに、目的や内容を書いていたくとより分かりやすいと思いますがどうですか。
資料も書式を統一したほうが、見やすいのでは。
⇒ 次回までに検討して資料の見直しを行います。

【要望事項】

- ◆ 利用者様の家族より、近所の方に塗り絵をもらったが、なかなか家ではぬれないので、
しいの木に持って行っていいか。
⇒持ってきてくださいと伝える。

8 その他

- ・次回の日程について、事務局から10月頃を予定している旨を伝達。

令和6年度第2回デイサービスセンターしいの木運営推進会議次第

日 時 令和 7年 3月 24日(月)
午後3時00分～午後3時30分
場 所 総合福祉センターしいの木
2階 ボランティアルーム

1 あいさつ

2 報告事項

(1) 令和6年度活動状況について

…資料1

(2) 行事報告

…資料2—1
2—2

(3) 研修報告

…資料3

(4) 令和7年度行事及び研修計画(案)について

…資料4, 5

(5) 身体拘束、虐待について

…資料6

3 その他

次回開催予定 令和7年10月 日

令和6年度デイサービスセンターしいの木活動状況報告

① 構成員

	氏 名
豊山町役場生活福祉部保険課長	山下 美幸
地域包括支援センター	千葉 幸恵
民生委員協議会会長	岡島 清隆
諏訪自治会会長	安藤 哲也
利用者家族代表	小川 勇
利用者家族代表	太田 郁子

デイサービス

事務局長	鈴木雅之
主任チーフ	寺村照子
看護師	岩田泰子

② 利用者状況報告（令和7年3月1日現在）

・登録人数 37名

・介護度内訳

総合事業対象者	1名	要介護1	8名
要支援1	1名	要介護2	8名
要支援2	10名	要介護3	7名
		要介護4	2名
		要介護5	0名
計	12名	計	25名

・男女別人数 男性 8名 女性 29名

・平均年齢 85.6歳

最年長 105歳 最年少 66歳

・曜日別利用者数（18名定員）

月 17名 火 18名 水 17名 木 18名 金 18名

③ 職員配置（令和7年3月1日現在）

管理者（ヘルパーステーション兼務）	1名
生活相談員（看護職兼務1名）	2名
介護職員	4名
看護職員（機能訓練指導員兼務2名、生活相談員兼務1名）	2名
機能訓練指導員（看護職員兼務2名）	2名

合計 8名

行事報告

月 日	内 容	場 所
4月1、2 5、6 10、11	お花見	しいの木西駐車場、 豊山町グランド等
7月 2日	七夕会 ひまわり会…フラダンス、踊り チームに…なるこ踊り	日常動作訓練室
9月11日	敬老会 スタッフ出し物	日常動作訓練室
10月 7日	秋祭り 金魚すくい、くじ引き等	日常動作訓練室
10月30日	秋の運動会 新聞玉入れ、紐繋ぎ等	日常動作訓練室
11月 9日 10日	豊山町文化展参加 色紙にひと言、リース等	豊山町社会教育センター
12月 9日	クリスマス会 豊山太鼓研究会…太鼓演奏	日常動作訓練室
12月17日	忘年会 おたのしみ抽選会 スタッフによる劇	日常動作訓練室
2月 3日	豆まき	日常動作訓練室
3月 3日	ひなまつり会 ひまわり会…舞踊	日常動作訓練室

資料2-2

定 例

※しいの木喫茶（4/17、5/9、6/14、7/29、8/20、9/19
10/25、11/18、12/3、1/15、2/27、3/21）
計12回

※誕生日会（5/17、6/21、26、7/18、21、8/9、14、27
9/25、10/17、22、11/22、28、12/11、1/30
2/12、25、3/19、27）
計19回

※音楽療法（7/23、8/21、9/12、10/25、11/25、
12/24、1/15、2/13、3/14）
計 9回

※ゆめっ子のお話（6/26、7/29、8/20、9/25、10/17、
11/25、12/16、1/21、2/19、3/13）
計10回

随 時

※こりすっ子劇鑑賞（7/19、12/25、3/24）
※児童館三味線コンサート（12/23）
※児童館マジックショー（8/2）
※児童クラブ発表（8/30）

毎 日

※しいの木のびのび体操、頭の体操、月日の確認、歩行訓練、口腔体操
運動機能訓練、日替わりレクリエーション

スタッフ会議、研修実施表

資料3
令和6年度

月	研修内容	詳細(予定)	実施日・時間・場所	実施内容
4	今年度の自己目標について	4月スタッフ会議、研修	4月10日(水)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	昨年の反省を踏まえ今年の目標をたてる 役割分担について
5	事例検討	5月スタッフ会議、研修	5月15日(水)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	声かけについて(利用者さんによいような声掛け で接しているか。職員同士の声掛け、相手にしっ かり伝わっているか等、再度確認)
6	事例検討	6月スタッフ会議、研修	6月7日(金)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	視点について(場面場面において何処を見なくて はいけないのか、職員同士それを踏まえ、声掛け ができて動いているのか等)
7	事例検討	7月スタッフ会議、研修	7月8日(月)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	利用者さんの状態について(状態の変化に応じた 介護がされているのか、再アセスメントの必要性 について確認)
8	事例検討	8月スタッフ会議、研修	8月7日(水)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	再アセスメントについて
9	事例検討	9月スタッフ会議、研修	9月4日(水)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	新規利用者さんを迎えるにあたっての留意点、確 認事項について
10	事例検討	10月スタッフ会議、研修	10月9日(水)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	入浴について個々のアセスメントを行う
11	事例検討	11月スタッフ会議、研修	11月11日(月)PM4時00分～5時30 分 ダイレーム スタッフ会議 にて	入浴について個々のアセスメントを行う
12	事例検討	12月スタッフ会議、研修	12月4日(水)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	虐待について
1	事例検討	1月スタッフ会議、研修	1月8日(水)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	感染症について
2	事例検討	2月スタッフ会議、研修	2月12日(水)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	BCPの見直し
3	自己目標の評価	3月スタッフ会議、研修	3月6日(木)PM4時00分～5時30分 ダイレーム スタッフ会議にて	今年の目標の達成度と来年に向けての目標

※外部研修随時参加

資料4

令和6年度行事報告

月	行 事	主なレクリエーション
4	お花見	クラフト、ゲーム、体操
5	春の外出行事	//
6		//
7	七夕会、見学交流会	//
8		//
9	敬老会	//
10	運動会、秋祭り	//
11	文化展参加	//
12	クリスマス会、忘年会	//
1		//
2	豆まき	//
3	ひなまつり会	//
定例	喫茶店 音楽療法 バイオリンにあわせて唱歌 誕生日会 吹き矢 ゆめっ子のお話会	しいの木のびのび体操、 月日の確認、 頭の体操、 歩行訓練（散歩） 口腔体操 個別の運動機能訓練(要支援者対象)
随時	人形劇鑑賞 児童館クリスマスコンサート 施設見学 買い物 手作りおやつ 手芸等	日替わりレクリエーション （輪投げ、ボーリング、ビンゴゲーム、 サイコロゲーム、魚釣りなど）

スタッフ会議、研修実施予定表

資料5
令和6年度

月	研修内容	詳細(予定)	実施日・時間・場所	実施内容
4	今年度の自己目標について	4月スタッフ会議、研修	4月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	昨年の反省を踏まえ今年の目標をたてる 全員
5	事例検討	5月スタッフ会議、研修	5月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	研修、検討内容について考える(斉藤)
6	事例検討	6月スタッフ会議、研修	6月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	研修、検討内容について考える(岩田)
7	事例検討	7月スタッフ会議、研修	7月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	研修、検討内容について考える(鈴木)
8	事例検討	8月スタッフ会議、研修	8月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	研修、検討内容について考える(河邊)
9	事例検討	9月スタッフ会議、研修	9月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	研修、検討内容について考える(日比野)
10	事例検討	10月スタッフ会議、研修	10月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	各場面におけるリスクマネジメントについて
11	事例検討	11月スタッフ会議、研修	11月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	入浴について
12	事例検討	12月スタッフ会議、研修	12月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	身体拘束、虐待について
1	事例検討	1月スタッフ会議、研修	1月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	感染症について
2	事例検討	2月スタッフ会議、研修	2月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	BCPの見直し
3	自己目標の評価	3月スタッフ会議、研修	3月 日()PM4時00分～5時30分 ダイルーム スタッフ会議にて	今年の目標の達成度と来年に向けての目標 全員

※外部研修随時参加

高齢者虐待防止のための指針

デイサービスセンター しいの木

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は施設長が務める。
- ・委員会の委員は、施設長、生活相談員、看護職員、利用者家族代表、地域の住民代表、町保健課 課長とする。

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年2回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、施設長とする。

4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3（5）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が

担当者場合は、他の上席者等に相談する。

- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年3月29日より施行する。

身体的拘束等の排除 マニュアル

社会福祉法人豊山町社会福祉協議会

身体的拘束等の排除理念

豊山町社会福祉協議会デイサービスセンターしいの木では、身体的拘束等の排除に向けて、全職員が一体となって取り組んでいます。

身体拘束が社会からなくなるよう、各サービス事業において実践していきます。

令和6年4月1日

社会福祉法人豊山町社会福祉協議会

会 長 池 山 和 徳

デイサービスセンターしいの木職員一同

介護施設では、利用者本人または他の利用者などの生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為が禁止されています。

身体拘束とは、下表に示す11の行為です。どうしても身体拘束をせざるを得ないと判断した場合でも、本人または他の利用者の生命危機・身体危機があるかどうかの「切迫性」、身体拘束を行うほかに代替の方法がない「非代替性」、行動制限は一時的なものであるという「一時性」の3つの要件全てを満たしていなければいけません。

身体拘束について

身体拘束に該当する11の行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないようにまたはかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がらないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

平成17年11月1日、国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」と略す）が可決し、翌年4月1日より施行されることになりました。

これにより、介護従事者は高齢者虐待の禁止はもちろんのこと、虐待を発見した場合の報告も義務づけられています。

高齢者虐待防止法で定める虐待とは①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つです。

虐待について

虐待の種類

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること

②介護・世話の 放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④性的虐待

高齢者に猥褻な行為をすることまたは、高齢者をして猥褻な行為をさせること

⑤経済的虐待

養護者または高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分することその他、高齢者から不当に財産上の利益を得ること